

移動等円滑化取組計画書

令和 3年 6月 29日

住 所 徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16番地2

事業者名 徳島空港ビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 森本 義雄
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客設備の整備等に関する事項 当社が管理する徳島空港ターミナルビルは、移動円滑化基準に適合しているため、今後も適切な設備管理を行い、より高い水準のバリアフリー化を検討する。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 館内のバリアフリー情報や施設案内に関する情報提供の充実を図る。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	—

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の維持管理	<p>介助用の車椅子を分かりやすい位置に配置し、常に使用できるよう管理を行う。 運航情報や館内情報を提供する装置に不具合が発生しないよう管理を行う。</p>

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内所および航空会社からの車椅子の貸し出し	案内所および航空会社から車椅子を貸し出すとともに、必要に応じて介助を行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
総合案内所での情報提供	必要に応じて、筆談ボード、多言語翻訳機を使用する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
教育訓練の実施検討	これまで移動円滑化に関する教育訓練を行っていなかったため、教育訓練の実施を検討する。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスターの掲示	多機能トイレの利用について、設備や機能を真に必要な人が必要な時に利用できるよう、注意喚起のポスターを掲示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>お客様のご意見箱を設置しており、ユニバーサルデザインに関する要望など、頂戴したご意見に対して順次改善を行う。</p>

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

V 計画書の公表方法

空港ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

特になし

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。